五　第二号及び第三号又は同号及び前号は、同時に適用することができるものとし、第二号及び前号は、同時に適用することができないものとする。

4　前項第一号の利子補給率については、第二項第一号に掲げる貸付けを対象とする場合は、平成二十五年十月十五日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十三条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第九条各号に掲げる者に対するソーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ト　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

六　第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務については、東日本大震災による被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

1　品種登録の番号　第23882号
2　品種登録の年月日　平成27年３月３日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BARDYMADONA
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain
7　出願公表の年月日　平成24年10月23日

1　品種登録の番号　第23883号
2　品種登録の年月日　平成27年３月３日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BARJACLINE
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain
7　出願公表の年月日　平成24年10月23日

1　品種登録の番号　第23884号
2　品種登録の年月日　平成27年３月３日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BARNIEJEAN
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain
7　出願公表の年月日　平成24年10月23日

○農林水産省告示第四百八十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年三月三日

農林水産大臣　林　芳正

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第23880号
2　品種登録の年月日　平成27年３月３日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Citrus L.
4　登録品種の名称　西之誉（にしのほまれ）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
住良明
愛媛県八幡浜市保内町宮内２－1000－1
7　出願公表の年月日　平成24年10月23日

1　品種登録の番号　第23881号
2　品種登録の年月日　平成27年３月３日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Citrus reticulata Blanco
4　登録品種の名称　太陽の恵（たいようのめぐみ）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
竹田正夫
愛媛県西予市三瓶町津布理511番地
7　出願公表の年月日　平成24年６月19日